

名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

名古屋市教育委員会規則第12号

名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市学校施設開放に関する規則（昭和51年名古屋市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中学生クラブ活動開放の表を次のように改める。

中学生クラブ活動開放

学 校 の 名 称	開 放 施 設
名古屋市立日比津中学校	運動場
名古屋市立今池中学校、名古屋市立東星中学校、名古屋市立振甫中学校、名古屋市立若水中学校、名古屋市立あずま中学校、名古屋市立豊国中学校、名古屋市立前津中学校、	運動場及び体育館

<p>名古屋市立丸の内中学校、名古屋市立伊勢山中学校、名古屋市立白山中学校、名古屋市立北山中学校、名古屋市立円上中学校、名古屋市立津賀田中学校、名古屋市立宮中学校、名古屋市立日比野中学校、名古屋市立八幡中学校、名古屋市立はとり中学校、名古屋市立当知中学校、名古屋市立桜田中学校、名古屋市立明豊中学校、名古屋市立志段味中学校、名古屋市立滝ノ水中学校、名古屋市立千鳥丘中学校、名古屋市立東陵中学校、名古屋市立神沢中学校、名古屋市立香流中学校、名古屋市立高針台中学校及び名古屋市立天白中学校</p>	
<p>名古屋市立新郊中学校</p>	<p>体育館及び武道場</p>
<p>名古屋市立左京山中学校及び 名古屋市立猪子石中学校</p>	<p>運動場、体育館及び特別教室</p>
<p>名古屋市立神丘中学校</p>	<p>体育館、武道場及び特別教室</p>
<p>名古屋市立城山中学校、名古屋市立富士中学校、名古屋市立北陵中学校、名古屋市立大曾根中学校、名古屋市立八王子中学校、名古屋市立浄心中学校、名古屋市立菊井中学校、</p>	<p>運動場、体育館、武道場及び特別教室</p>

名古屋市立名塚中学校、名古屋市立山田中学校、名古屋市立筈瀬中学校、名古屋市立川名中学校、名古屋市立一色中学校、名古屋市立長良中学校、名古屋市立昭和橋中学校、名古屋市立供米田中学校、名古屋市立港北中学校、名古屋市立森孝中学校、名古屋市立守山西中学校、名古屋市立吉根中学校、名古屋市立有松中学校、名古屋市立上社中学校、名古屋市立牧の池中学校及び名古屋市立御幸山中学校	
前各項以外の中学校	運動場、体育館及び武道場

別表第3 スポーツ開放の表中

「

300円	300円	300円	300円	700円
550円	550円	550円	550円	2,750円
1,400円	1,400円	1,400円	1,400円	2,700円
600円	600円	600円	600円	1,500円
600円	600円	600円	600円	1,500円

を

」

「

450円	450円	450円	450円	1,050円
------	------	------	------	--------

」

800 円	800 円	800 円	800 円	4,100 円
1,700 円	1,700 円	1,700 円	1,700 円	3,450 円
900 円	900 円	900 円	900 円	2,250 円
900 円	900 円	900 円	900 円	2,250 円

に改める。

」

別表第 3 学習開放の表中

「

			1,350円		
		900円	1,350円		2,250円
900円	1,200円			2,100円	

を

」

「

			1,700 円		
		1,150 円	1,700 円		2,850 円
1,150 円	1,500 円			2,650 円	

に改める。

」

別表第 3 生涯学習開放の表中

「

1,100 円	1,100 円	
1,800 円	2,200 円	2,700 円

600 円	600 円	1,500 円
3,900 円	4,700 円	4,650 円
1,500 円	1,500 円	2,250 円
600 円	600 円	900 円

を

」

「

1,650 円	1,650 円	
2,100 円	2,500 円	3,450 円

900 円	900 円	2,250 円
4,650 円	5,450 円	5,750 円
2,250 円	2,250 円	3,350 円
900 円	900 円	1,350 円

に改める。

」

別表第3 中学生クラブ活動開放の表中

「

800 円	800 円
2,100 円	2,100 円
900 円	900 円
900 円	900 円
600 円	600 円

を

」

「

1,200 円	1,200 円
2,550 円	2,550 円
1,350 円	1,350 円
1,350 円	1,350 円
900 円	900 円

に改める。

」

#### 附 則

- 1 この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 中学生クラブ活動開放の表の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例による。